

## 飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱（R3ver）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、飯山市への定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家の有効活用に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録空き家 空き家バンク（飯山市空き家情報登録制度要綱（平成20年飯山市告示第10号）第2条第1号の空き家バンクをいう。）に現に登録されている空き家をいう。
- (2) 空き家活用賃貸住宅 賃貸するための登録空き家又は登録空き家を所有者等が定住予定者に賃貸し、若しくは定住予定者が賃借したことにより、空き家バンクの登録を取り消された住宅をいう。
- (3) 所有者等 登録空き家及びその土地に係る所有権又は売却若しくは賃貸する権利を有する者をいう。
- (4) 定住予定者 20歳以上の者で、本市の住民基本台帳に記録し、かつ、本市に継続して3年以上居住する意思のあるものをいう。
- (5) 市内業者 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であって、建物の改修工事等を行う業者をいう。

### （補助対象事業等）

第3条 事業の種類、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 当該補助金の交付の対象となる事業の実施に当たって、本市が交付するほかの補助金等を交付されていないこと。
- (2) 市町村税（特別区民税を含む。）の滞納がないこと。
- (3) 所有者等にあつては所有者等、定住予定者にあつては定住予定者及びその同一世帯のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団員と関係を有する者でないこと。

3 補助金の交付の対象となる工事等（第5条において「補助対象工事等」という。）を施工するものは、市内業者でなければならない。

4 補助金の交付は、同一補助対象者（当該補助対象者の同居人及び補助対象者が所有者等の場合は当該補助対象者の3親等以内の親族を含む。）に係る同一補助対象物件に対する補助金の交付は、1回に限るものとし、事業の併用はできないものとする。

### （交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市空き家活用等事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員が記載されている住民票の写し
- (2) 市町村税の完納証明書
- (3) 見積書の写し

- (4) 登記事項証明書の写し
- (5) 事業予定地の位置図及び現況写真
- (6) 空き家改修事業の場合は、次に掲げる書類
  - ア 賃貸借契約書の写し
  - イ 確認書（様式第2号）（定住予定者の場合）
  - ウ 誓約書兼同意書（様式第6号又は様式第6号の2）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる関係書類のうち、公簿等により確認することができるものについては、これを省略させることができる。

（工事等の着手）

第5条 補助対象工事等の施工は、補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）以後に行わなければならない。

（変更承認申請の様式）

第6条 規則第11条の2第1項の補助事業等変更・中止（廃止）申請書は、飯山市空き家活用等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）によるものとする。

（実績報告書の様式及び提出期限）

第7条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、飯山市空き家活用等事業補助金実績報告書（様式第4号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業に要した工事等の代金請求書又は領収書の写し
- (2) 事業の実施状況を確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（交付請求）

第8条 規則第14条の3の補助金等交付請求書は、飯山市空き家活用等事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（信義則）

第9条 空き家改修事業の実施に際し、確認書を交わした賃借人及び賃貸人は、信義に従い、誠実にこれを行わなければならない。

（決定の取消し）

第10条 規則第15条に定めるものを除くほか、市長は、補助金の交付を受けた者（第2号において「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 空き家活用事業の場合において、次に掲げるとき。

ア 交付決定日から3年未満に補助金の交付を受けた登録空き家に係る空き家バンクの登録を取り消した（空き家バンクを活用して登録空き家を売却又は賃貸したことにより当該登録を取り消したときを除く。）とき。

イ 交付決定日から3年未満に補助金の交付を受けた登録空き家等を取り壊し、若しくは定住予定者以外に売却若しくは定住予定者以外に賃貸し、又は所有者等若しくは所有者等の3親等以内の親族が居住したとき。

(2) 空き家改修事業の場合において、次に掲げるとき。

ア 交付決定者が定住予定者の場合において、交付決定日から3年未満に交付決定者が

転居、転出等の理由により、補助金の交付を受けた空き家活用賃貸住宅に居住しなくなったとき又は他人に貸与したとき。ただし、交付決定者の責に帰しがたい事由がある場合は、この限りでない。

イ 交付決定者が所有者等の場合において、交付決定日から3年未満に空き家活用賃貸住宅でなくなったとき、又は所有者等若しくは所有者等の3親等以内の親族が居住したとき。ただし、交付決定者の責に帰しがたい事由がある場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別表第2に掲げる交付決定日からの年数に応じ、同表に定める額の返還を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表第1)(第3条関係)

事業名	補助対象経費	補助対象者	補助額
空き家活用事業	登録空き家を売却又は賃貸するに当たって実施する家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃等に要する経費	所有者等	交付対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。以下この表において同じ。)以内とし、10万円を限度とする。
空き家改修事業	<p>空き家活用賃貸住宅の改修工事であって、次に掲げる工事に要する経費。ただし、対象となる工事費が20万円以上のものに限る。</p> <p>(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修工事 (2) 内装、屋根、外壁等の改修工事</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 20歳以上の定住予定者で、所有者等の3親等以内の親族でないもの (2) 所有者等で、3年以上空き家活用賃貸住宅とするもの。</p>	交付対象経費の2分の1に相当する額以内とし、40万円を限度とする。

(別表第2)(第11条関係)

年数	返還額
1年未満	交付額の100%に相当する額
1年以上2年未満	交付額の60%に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)
2年以上3年未満	交付額の30%に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(様式第1号) (第4条関係)

年 月 日

飯山市長 あて

(申請者)

現住所

氏名

㊟

電話番号

飯山市空き家活用等事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

事業名	空き家活用事業	空き家改修事業
対象物件の所在地	飯山市大字	
賃貸借契約日	年	月 日
入居(予定)年月日	年	月 日
事業内容		
事業に要する経費(税込)		円
補助金交付申請額		円
着手予定年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日
施工業者	所在地: 業者名:	
個人情報の取得	申請に関する審査のため、個人情報(税情報を含む。)を取得することについて <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	

添付書類

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員が記載されている住民票の写し
- (2) 市町村税の完納証明書
- (3) 見積書の写し
- (4) 登記事項証明書の写し
- (5) 事業予定地の位置図及び現況写真
- (6) 空き家改修事業の場合は、次に掲げる書類
  - ア 賃貸借契約書の写し
  - イ 確認書(様式第2号)(定住予定者の場合のみ)
  - ウ 誓約書兼同意書(様式第6号又は様式第6号の2)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号) (第4条関係)

年 月 日

確 認 書

(賃貸人) 住所  
氏名 様

(賃借人) 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

私が賃借している下記1の住宅の改修を、下記2及び3のとおり行いたいので承諾をお願いします。

また、賃貸借契約終了後の原状回復義務の免除についても承諾をお願いします。

記

1 住宅	名 称	
	所在地	
	構 造	
	面 積	1階床面積 m <sup>2</sup> 、 2階面積 m <sup>2</sup>
2 改修の概要	別紙のとおり	
3 費用の負担等	※ 改修に係る費用は、全て賃借人が負担します。 ※ 改修に係る造作買取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の退去の際も改修に要した費用を賃貸人に一切請求しません。	

承 諾 書

上記について承諾します。また、改修後の原状回復義務について免除します。  
(なお、 )

年 月 日

(賃貸人) 住 所  
氏 名 ⑩

(注意)

- 賃借人は本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- 1の欄は、契約書を参考にして記載してください。
- 改修の概要を示した別紙を添付する必要があります。
- 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、 」の後に記載してください。

(様式第3号) (第6条関係)

年 月 日

飯山市長 あて

(申請者)

現住所

氏名

印

電話番号

飯山市空き家活用等事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった飯山市空き家活用等事業を下記のとおり(変更・中止・廃止)したいので、飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

記

事業名	空き家活用事業	空き家改修事業
対象物件の所在地	飯山市大字	
(変更・中止・廃止)年月日	年 月 日	
(変更・中止・廃止)の理由		
変更の内容 (※変更の場合のみ)		
事業に要する経費(税込)	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

(様式第4号) (第7条関係)

年 月 日

飯山市長 あて

(申請者)

現住所

氏名

印

電話番号

飯山市空き家活用等事業補助金実績報告書

年 月 日付飯山市指令 第 号により交付決定のあった飯山市  
空き家活用等事業を下記のとおり実施したので、飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第  
7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費 \_\_\_\_\_円
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 3 事業実施期間 着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 事業に要した工事等の代金請求書又は領収書の写し
  - (2) 事業実施状況を確認できる写真(空き家の外観及び事業実施箇所)
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(様式第5号) (第8条関係)

年 月 日

飯山市長 あて

(申請者)

現住所

氏名

印

電話番号

飯山市空き家活用等事業補助金交付請求書

年 月 日付飯山市達 第 号により額の確定があった飯山市空き家活用等事業補助金を、下記金のとおり交付してください。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_円

2 振込先

金融機関		支店名	
貯金種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

(注意)

※口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一人としてください。

(様式第6号) (第4条関係)  
(定住予定者用)

年 月 日

(誓約及び同意先)  
飯山市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

㊟

### 誓 約 書 兼 同 意 書

#### 誓約事項

- 1 飯山市空き家活用等事業（空き家改修事業）補助金により改修した対象住宅に、本補助金の交付決定日から3年以上居住するとともに、飯山市外に住民票を異動しません。
- 2 飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第2条第1項第3号に規定の「所有者等」及び「所有者等」の3親等以内の親族ではありません。
- 3 飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第3条第2項の要件を全て満たしています。
- 4 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、飯山市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

#### 同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、飯山市が固定資産課税台帳及び住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。

(様式第6号の2) (第4条関係)  
(所有者等用)

年 月 日

(誓約及び同意先)  
飯山市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

㊟

### 誓 約 書 兼 同 意 書

#### 誓約事項

- 1 飯山市空き家活用等事業（空き家改修事業）補助金により改修した対象住宅を、本補助金の交付決定日から3年以上、飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定される「空き家活用賃貸住宅」とします。
- 2 飯山市空き家活用等事業（空き家改修事業）補助金により改修した対象住宅に本補助金の交付を受けた日から3年以内は飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第2条第1項第3号に規定する「所有者等」及び「所有者等」の3親等以内の親族へ住居として供しません。
- 3 飯山市空き家活用等事業補助金交付要綱第3条第2項の要件を全て満たしています。
- 4 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、飯山市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

#### 同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、飯山市が固定資産課税台帳及び住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。